

## 申込に際しての注意事項（継続児の電子申請）

1. 「現況届兼施設利用申込書」を提出するにあたり、保護者の方は必ず”申込に際しての注意事項”および”重要事項”をご確認の上お申込みください。お申込みいただく場合はこれらすべてに同意したものとみなします。
2. 「現況届兼施設利用申込書」の提出(電子申請)をもって、令和8年度の利用申込みとします。令和8年度も継続して施設利用を希望する場合は、必ず期限内に申請してください。
3. ホームページや案内冊子に掲載されている情報は令和7年8月時点の情報ですので、令和8年4月の状況と異なる場合や、変更がある場合があります。
4. 利用申込みのあった在園児については、原則、保育園等を継続利用することができます。ただし、定員等の関係により継続利用を保障できない場合があります。その場合、必要に応じて保育を必要とする度合いを判断し、利用調整を行います。
5. 受付期間以降の提出や、書類に不備・記入漏れがある場合は受付不可とします。新規利用申込み期間に再度新規申込みとして申込みください。
6. 電子申請において、通信障害等によりお手続きが未完了となっていた場合について、本市は一切責任を負いませんので予めご了承ください。  
(申請完了の際にはご登録いただいたメールアドレスへ手続きが完了した旨のメールが届きますので、そちらをご確認ください。)